小枕地内農地の農用地区分の妥当性について

今回の会議の目的

下記農地の農振農用地区分について、市と地権者との間で見解の相違が生じていることから、経緯と市の考えをご説明したうえで、市の判断の妥当性について意見を聞く。

１．案件概要

対象土地：小枕字経田之坪１４０番２　田　１，８３９㎡
土地改良事業実施状況：県営ほ場整備事業　昭和５３年工事完了

地権者から市に対し、当該土地が農用地区域内か区域外かについて照会があった。

市は照会時点で保有・参照した農振関係資料の一部において、当該土地が農用地区域外であるかのように表示されていたことから、**農用地区域外である旨の回答を行った**。

その後、農業振興地域整備計画、農用地利用計画、関係図面、過去の変更手続関係書類等を再確認したところ、**当該土地は農用地区域内に位置付けられていることを確認した。**このため、市は地権者に対し、先の回答を訂正するとともに、誤回答について謝罪を行った。

しかし、地権者は当初の市回答を根拠として当該土地を農用地区域外と認識しており、現在も市と見解の相違が継続している。

２．誤った回答をした原因

- 農用地区分の確認時、通常第１番目に参照するシステムである農地台帳及び農業地図が、誤って区域外の表示になっていた。
- その他、農用地に含めない地番一覧表を参照した際、除外されているものと誤認した。

誤っていた資料	農地台帳及び農業地図
誤りの内容	当該土地に本来あるべき農用地区域内の表示がなかった
誤っていた理由	当該土地は農地台帳システム上、一つの地番を分割して、農地部分と幼稚園部分の２筆として登録されていたため、平成 29 年になされた分筆登記を農地台帳システムへ反映させる際に変則的な処理となり、農用地の情報が適切に引き継がれず、以後区域外の表示になっていた。 農地台帳の情報は農業地図と紐づいているため、農業地図

	も同様に区域外の表示になっていた。

誤認した資料	農用地に含めない地番一覧表
誤認の内容	当該土地が農地部分と幼稚園部分の２行に分かれて記載されていることを知らず、幼稚園側の土地に除外を示す削除線が引かれていることを見て、当該土地全体が除外されているものと誤認した。

３．再発防止策

農用地区分の照会に対して、必ず複数の根拠資料により確認を行い、判断の難しい案件については、課内協議及び決裁のうえで記録簿を発行することを徹底し、誤発行の再発防止を図っている。

４．市の意見・見解（農用地であると判断する理由）

- 当該土地は立地・形状・土地改良事業の実施状況等の条件から客観的に見て農用地である。
- 市の資料には、当初の調査時に一部不整合があったものの、その後の詳細な調査により、すべて農用地であることを示していることがわかっている。
- 過去からの資料において当該土地を除外したという記録はない。
- 誤った内容で記録簿を発行してしまい、ご迷惑をおかけして申し訳ないが、当該土地が農用地であるという事実は変えられない。

５．地権者の意見・見解

当該土地は農用地区域**外**である

- 市が時間をかけて調査をしたうえで記録簿により農用地区域外と回答したのに、それを内部資料の不整合を理由に一方的に撤回することは認められない。
- 記録簿を発行してから訂正の連絡が来るまでが長すぎる。自分は当該土地を農用地区域外と認識しており、需要のある方へPR活動を行っている。
- 農用地区域内外の判断が公平に行われているのか、不信感がある。人を見て判断しているのではないか。

６．今後の対応方針

- 本日協議会からいただいたご意見を踏まえ、市の考えを改めて整理したうえで、地権者に対し、当該土地が農振農用地であることについて理解を得られるよう継続して説明を行う。